

令和2年4月19日

山岳関係者 各位

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に
基づく協力要請について(依頼)

日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

4月16日、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の実施区域が本県を含む全都道府県に拡大されたことを受けて、本日、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県における緊急事態措置」のとおり措置を行うことといたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、貴団体の構成員及び山小屋関係者の皆様におかれましては、感染症防止対策の徹底の要請に対し、「別添2」により適切に御対応いただきますようお願いいたします。

なお、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県における緊急事態措置」による措置は5月6日(水)までですが、「別添2」による注意喚起につきましては、5月6日(水)以降も継続していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

観光文化部

観光資源課南アルプス・山岳観光担当

TEL : 055-223-1576

(別添2)

令和2年4月19日

山岳関係者 各位

山梨県観光文化部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う登山者及び
山小屋関係者への注意喚起について(依頼)

日頃より、本県の観光振興並びに安全登山の推進について、格別の御配慮と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、今後各山域では山開きが行われ登山シーズンを迎えます。

つきましては感染拡大防止及び登山の安全の確保のため、山岳関係団体につきましては、登山者及び山小屋関係者に下記について周知をお願いします。

また、山小屋関係者につきましては、登山者に下記について周知していただくとともに、感染防止対策の徹底をお願いします。

記

1 登山者への注意喚起

- ・海外渡航歴がある等、無症状であっても感染の可能性がある場合、または咳、発熱等の症状がある場合は入山を控えること。
- ・各山小屋が感染拡大防止のため通常とは異なる営業体制となっている可能性があることから、入山前に利用予定の山小屋の営業状況を確認すること。
- ・無人小屋・避難小屋は換気、消毒等の感染防止対策が為されていないことが十分考えられるため、利用は緊急時のみにとどめること。
- ・体調不良により行動不能となった場合、感染の可能性を検討する必要があることから、通常時と比較して救助に時間を要する可能性があること。

2 山小屋関係者への注意喚起

- ・国、自治体、管轄保健所等の指導に基づいた感染防止対策を実施すること。
- ・山小屋利用者から感染が疑われる者が発生した場合、直ちに当該山域を管轄する保健所に連絡するとともに、救助が必要と認められる場合は警察または消防へ要請すること。

山梨県観光文化部観光資源課
南アルプス・山岳観光担当 増子
(TEL) 055-223-1576
県庁内線 4303
(FAX) 055-223-1558